

子育て世帯生活支援  
特別給付金の支給について

問 子育て支援課 ☎(55)7118

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給しています。

▼給付額／児童一人当たり一律5万円  
※ただし、同一児童にかかるひとり親世帯分とひとり親世帯以外分の給付金は、重複して受け取れません。

【ひとり親世帯分】

▼対象／次のいずれかに該当する方

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当が支給された方
- ② 公的年金等を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(児童扶養手当の支給制限額を下回る方に限る。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▼支給手続き／  
①に該当する方／申請不要  
※令和4年6月に支給しました。  
②、③に該当する方／申請必要

子育て支援課または各支所へ2月28日(火)までに申請してください。



【ひとり親世帯以外分】

▼対象／①を満たし、②または③に該当する方

- ① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和5年2月末までに生まれた新生児も対象になります。)
- ② 令和4年度住民税非課税の子育て世帯
- ※税の申告がお済みでない方は、申告が必要です。
- ③ 令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった子育て世帯

▼支給手続き／  
①のうち、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(令和5年2月までに生まれた新生児を含む)で②に該当する方(公務員を除く)／申請不要

・右記以外の方／申請必要  
子育て支援課または各支所へ2月28日(火)までに申請してください。(ただし、令和5年3月分の児童手当または特別児童扶養手当の認定または額の改定の認定の請求をした方は、3月15日(水)までに申請してください。)



地方税のお支払が、**簡単・便利**になります!

令和5年4月から、地方税の新たな納付方法として納付書に「eLマーク」があれば、「地方税お支払サイト」や「スマホ決済アプリ」による納付が、ご自宅で簡単にできるようになります。



eLマーク



eL-QR



eL番号

●対象の税金

- ・市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税(普通徴収)

●納付方法

クレジットカード、インターネットバンキング、スマホ決済アプリなど  
※手数料をご負担していただく場合があります。

対応する金融機関やスマホ決済アプリなど、詳しい情報は、「地方税お支払サイト」(令和5年3月1日開設予定)  
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/> でご確認ください



問 収納課 ☎(55)7121